

立川市南地区児童館及び併設学童保育所 施設・設備管理における主な法令等関連業務

回答資料 2

No.	業務名	法定業務	関連法令等		
③	電気保安業務	一般用電気工作物技術基準適合定期調査	電気事業法 第57条	毎年1回以上	①年次点検 ②月次点検 ③臨時点検 ④電気事故対応
⑤	消防設備保守業務	消防用設備等点検	消防法 第17条の3の3	毎年2回	①消火器 ②自動火災報知設備 ③誘導灯 ④防排煙制御設備
⑥	空調設備保守業務	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に定められた簡易点検及び定期点検 ・ガスヒートポンプ設備管理保守	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第16条	簡易点検…3か月に1回以上 定期点検…1年に1回以上または3年に1回以上（定格出力により異なる）	
⑧	建築設備定期検査業務	建築設備定期検査	建築基準法 第12条	6ヶ月から1年の間隔をあげて1回	①換気設備（自然換気設備を除く） ②排煙設備（排煙機または送風機を有するもの） ③非常用の照明装置 ④給水設備及び排水設備（給水タンク等を設けるもの）
⑩	特定建築物定期検査業務	特定建築物定期調査	建築基準法 第12条	3年ごと	
⑪	防火対象物定期点検業務	防火設備定期検査	建築基準法 第12条	毎年	火災時に煙や熱を感知して閉鎖又は作動する防火設備（随時閉鎖または作動をできるもの；防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等）
⑬	昇降機設備保守点検業務	昇降機等設備定期検査	建築基準法 第12条	毎年	エレベーター（労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く）

※ 上記「No.」は、業務仕様書21ページ「（３）定期管理業務」に示す番号です。